

藤沢市青少年会館条例の一部改正について  
 藤沢市青少年会館条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市青少年会館条例の一部を改正する条例  
 藤沢市青少年会館条例（平成3年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正  
 する。

別表中	320円	を	440円	に改める。
	140円		180円	
	150円		190円	
	150円		190円	
	130円		130円	
	320円		410円	
	140円		180円	
	160円		240円	
	130円		160円	
	280円		390円	

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の青少年会館の施設の使用について既に許可を受けているものの使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、青少年会館の施設の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。